

安心して下さい、開いていますよ!



3/12(土)・26(土) 4/3(日)
も手続きできます!

	本庁舎					問い合わせ
	3月 12日(土)	3月 26日(土)	3月 12日(土)	3月 26日(土)	4月 3日(日)	
	午前8時30分～午後0時30分			午前8時30分～午後5時15分		
①転入・転出・転居などの手続き②印鑑登録 ③住民票・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本などの申請④国民年金の手続き	○	○	○	○	○	市役所1階市民課 ①～③、⑤ ☎2998-9087 ④ ☎2998-9095 (国民年金担当)
⑤マイナンバーカードの受け取り※右下記事参照	×	×	○	○	×	
⑥国民健康保険の手続き	○	○	○	○	○	同1階国民健康保険課 ⑥ ☎2998-9131 ⑦ ☎2998-9218 (後期高齢者医療制度担当)
⑦後期高齢者医療制度の相談	×	×	○	○	○	
⑧納税証明書、課税・非課税証明書の申請	○	○	○	○	○	市民税課 (同1階特設窓口) ☎2998-9064
⑨市税・国民健康保険税の納付	○	○	○	○	○	収税課 (同1階特設窓口) ☎2998-9073
⑩納税相談	×	×	○	○	○	
⑪児童手当、児童扶養手当、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の手続き	×	×	×	○	○	同2階子ども支援課 ☎2998-9124
⑫介護保険の手続き	×	×	×	○	○	介護保険課 (同1階特設窓口) ☎2998-9420
⑬新入学・転入学の手続き	×	×	×	○	○	学校教育課 (同1階特設窓口) ☎2998-9238

- 【留意事項】**
- ▶ サービスコーナー (所沢駅・狭山ヶ丘・小手指) では手続きできません。
 - ▶ 休業している機関への問い合わせが必要な業務は、手続きができないことがあります。事前に確認の上、お越しください。
 - ▶ 届け出や証明書などの申請の際には、本人確認をしています。
 - ▶ 公共交通機関をご利用ください。



**就職・退職したら
国民健康保険・国民年金の
手続きを!**

上に書いてある
土・日曜日でも手続き
できるんだね!

手続き方法 下表を参照し、必要書類などを持参の上、市役所1階国民健康保険課・市民課、まちづくりセンター(並木を除く)へ直接

	国民健康保険	国民年金
	問 国民健康保険課 ☎2998-9131	問 市民課 (国民年金担当) ☎2998-9095
就職した	<p>喪失手続き</p> <p>対 就職して勤務先の健康保険に加入した方、その扶養家族</p> <p>持 ▶ 新しい健康保険証 ▶ 国民健康保険証 ▶ マイナンバーがわかるもの ▶ 顔写真付き身分証明書 (免許証、パスポートなど) ▶ 印鑑</p>	<p>手続き不要</p> <p>対 就職して厚生年金・共済年金に加入した方、その扶養家族</p> <p>◎ 市役所での手続きは不要です。ただし、国民年金保険料納付についての通知が届く場合は、お問い合わせください。</p>
退職した	<p>加入手続き</p> <p>対 ▶ 勤務先の健康保険の資格がなくなる方 ▶ 扶養家族から外れる方 ▶ 任意継続の健康保険が切れ、他の健康保険に加入しない方</p> <p>持 ▶ 健康保険資格喪失証明書または退職証明書や離職票 ▶ マイナンバーがわかるもの ▶ 顔写真付き身分証明書 (免許証、パスポートなど) ▶ 印鑑</p> <p>◎ 資格喪失日の2週間前から手続きできます。</p>	<p>切り替え手続き</p> <p>対 60歳未満で厚生年金・共済年金の資格を失う方、その配偶者で扶養に入っていた方 (第3号被保険者)</p> <p>持 ▶ 退職証明書や離職票など退職日のわかるもの ▶ 年金手帳</p> <p>◎ 厚生年金・共済年金に加入している配偶者の扶養に入る方は、配偶者の勤務先で手続きをしてください。</p>

2 受け取り予約

市から郵送する交付通知書に同封の「お知らせ」を参照の上、受け取り日時を予約してください。

◎ 交付通知書は、国から届き次第、順次発送しています。届くまでしばらくお待ちください。



- 1 申請**
- ◆ 郵送: 顔写真を貼付した申請書 (通知カードに同封) を返信用封筒に入れ郵送
- ◆ インターネット: スマートフォンなどで顔写真を撮影し、交付申請用HPで申請

◆ **1 申請**

◆ 郵送: 顔写真を貼付した申請書 (通知カードに同封) を返信用封筒に入れ郵送

マイナンバーカードは事前予約で取得

3 受け取り

カードに登録する暗証番号 (数字4桁のもの、英数字6文字以上16文字以内のもの) を事前に考えて、予約日時にお越しください。

場 市役所1階市民ギャラリー

持 交付通知書、本人確認書類、通知カード、お持ちの方は住民基本台帳カード

◎ 東日本大震災の被災者、DVやストーカー行為の被害者など、住民票の住所地で受け取れない方は、市民課にお問い合わせください。

マイナンバーの取り扱いに注意

- ▼ むやみに他人に知らせない
- ▼ 市役所をよそおったマイナンバーなどの聞き出しに注意
- ▼ 通知カードは本人確認書類として

コールセンターを開設中



使用不可
法律で認められた者以外はマイナンバーをコピー不可

◆ 所沢市のコールセンター
☎0570-0481480
(マイナンバーカードの交付予約や通知カードに関すること)

◆ マイナンバー総合フリーダイヤル
日本語 ☎0120-95-0178
英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語
☎0120-0178-26

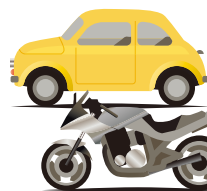
◆ マイナンバーカードコールセンター
☎0570-7831578 (カードの一時停止申請など)
問 市民課 ☎2998-90087

車種	取扱窓口	手続きに必要なもの
◆ 原動機付自転車 (125cc以下) ◆ 小型特殊自動車	市役所2階市民税課 ☎2998-9064	▶ 所沢市のナンバープレート ▶ 印鑑 ▶ 標識交付証明書 ▶ 譲渡証明書 (名義変更時)
◆ 軽二輪 (125cc超～250cc以下) ◆ 二輪の小型自動車 (250cc超)	埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2029	
◆ 軽四輪など	軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所 ☎050-3816-3111	

取扱窓口へお問い合わせください

問 市民税課 ☎2998-90064

**4月1日まで!!
バイク・軽自動車の
申告を忘れずに**



軽自動車税は4月1日現在登録している方に、その年度分が全額課税されます。年度途中で廃車にしても月割による返還などはありません。

次の①～⑤に該当する場合は、4月1日(金)までに廃車、名義変更、住所変更などを申告してください。

- ① 廃棄処分した
- ② 譲渡した
- ③ 盗難にあった (警察への届け出とは別に廃車の申告が必要)
- ④ 登録名義人が亡くなった
- ⑤ 市外へ転出する

◎ いずれの場合も第三者に手続きを依頼するときは、手続き完了の確認をしてください。

4月から新税率!